

令和4年度 受注可能本数表(契約管財局発注工事に係る受注可能本数の制限要領第4条及び第5条)

工事種目	登録種目	希望種目	物件等級	経営事項審査の総合評価値(P点)	発注予定価格(税込)	受注可能本数			受注可能本数の制限	
						本店業者	支店業者	市外業者	評定点による制限	評定の修正が行われた場合の制限
01 土木工事	010 土木一式工事	土木工事	A	1,100点以上	3億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・令和3年1月1日から令和3年12月31日の間完成した工事のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者又は令和4年度に大阪市優良成績認定要領による優良成績認定を受けた本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。なお、評定点で80点以上の成績が複数あった場合や、評定点で80点以上の成績があり、優良成績認定も受けた場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。	請負工事成績評定要領第9条の規定に基づき評定の修正が行われ、左表に該当する場合はそれぞれ受注可能本数に制限を行う。 ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去6年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。 なお、修正が行われた場合の通知日が4月1日から12月31日の間の場合は修正を行った翌年度の受注可能本数から制限を行う。また、修正が行われた場合の通知日が1月1日から3月31日の間の場合は、修正を行った翌々年度の受注可能本数から制限を行う。
			B	800点~1,099点	9,000万円以上 3億円未満					
			C	600点~799点	2,500万円以上 9,000万円未満					
			D	600点未満	2,500万円未満					
02A 建築工事	020 建築一式工事	建築工事	A	1,100点以上	6億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・令和3年1月1日から令和3年12月31日の間完成した工事のうち、工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	800点~1,099点	1億5,000万円以上 6億円未満					
			C	650点~799点	3,500万円以上 1億5,000万円未満					
			D	650点未満	3,500万円未満					
02B プレハブ工事	020 建築一式工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
02C 解体工事	290 解体工事	解体工事	—	—	—	3本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。		
03 舗装工事	130 舗装工事	舗装工事	A	800点以上	1億円以上	3本(※2本)	1本(※1本)	受注不可	・令和3年1月1日から令和3年12月31日の間完成した工事のうち、当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で80点以上の成績があった本店業者又は令和4年度に大阪市優良成績認定要領による優良成績認定を受けた本店業者については、1本を受注可能本数に加えるものとする。なお、評定点で80点以上の成績が複数あった場合や、評定点で80点以上の成績があり、優良成績認定も受けた場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1本限りとする。	
			B	600点~799点	2,500万円以上 1億円未満					
			C	600点未満	2,500万円未満					
04 電気工事	080 電気工事	電気工事	A	1,050点以上	1億3,000万円以上	3本	1本	受注不可	・令和3年1月1日から令和3年12月31日の間完成した工事のうち、工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	750点~1,049点	3,000万円以上 1億3,000万円未満					
			C	750点未満	3,000万円未満					
05 給排水衛生冷暖房工事	090 管工事	給排水衛生冷暖房工事	A	1,000点以上	1億3,000万円以上	3本	1本	受注不可	・令和3年1月1日から令和3年12月31日の間完成した工事のうち、工事種目(01土木工事、02A建築工事、03舗装工事、04電気工事、05給排水衛生冷暖房工事及び06造園工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
			B	700点~999点	3,000万円以上 1億3,000万円未満					
			C	700点未満	3,000万円未満					
06 造園工事	230 造園工事	造園工事	A	700点以上	2,000万円以上	3本	受注不可			
			B	700点未満	2,000万円未満					
07A 鋼桁工事	110 鋼構造物工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者及び支店業者は2本とする。		
	111 鋼橋上部工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
07B ビーシー桁工事	010 土木一式工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
	011 プレストレストコンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
07C 鋼管工事	260 水道施設工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
08 しゅんせつ工事	140 しゅんせつ工事	—	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
09A 昇降機設置工事	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。		
09B 上下水道施設工事	080 電気工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
	260 水道施設工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
09C 清掃施設工事	280 清掃施設工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
09D 機械器具設置工事	200 機械器具設置工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
09E 消防施設工事	270 消防施設工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可			
10 電気通信工事	220 電気通信工事	—	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
11A 塗装工事	170 塗装工事	塗装工事	—	—	—	3本	受注不可	・工事種目(11A塗装工事、11B防水工事)において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。		
11B 防水工事	180 防水工事	防水工事	—	—	—	3本	受注不可			
12 たたみ工事	190 内装仕上工事	—	—	—	—	制限なし	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者については2本とする。		

13A	交通安全施設工事	050	とび・土工・コンクリート工事	—	—	—	—	制限なし	1本	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者は2本、支店業者及び市外業者は受注不可とする。	
		170	塗装工事								
13B	防球ネットフェンス工事	050	とび・土工・コンクリート工事	防球ネットフェンス工事	—	—	—	3本	1本	受注不可	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。
13C	サイン工事	050	とび・土工・コンクリート工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		110	鋼構造物工事								
		190	内装仕上工事								
13D	遊具工事	050	とび・土工・コンクリート工事		—	—	—	制限なし	1本	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった本店業者は2本、支店業者及び市外業者は受注不可とする。	
		230	造園工事								
13E	とび・土工・コンクリート工事	050	とび・土工・コンクリート工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		051	法面処理工事								
14A	体育施設工事	010	土木一式工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		130	舗装工事								
		230	造園工事								
14B	管更生工事	010	土木一式工事		—	—	—	3本	1本	・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、受注可能本数から1本を減ずる。また、評定点で65点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは1本限りとする。	
14C	テント工事	050	とび・土工・コンクリート工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		110	鋼構造物工事								
14D	石工事	060	石工事		—	—	—	制限なし			
14E	噴水・流れ設備工事	090	管工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		230	造園工事								
14F	築炉工事	100	タイル・れんが・ブロック工事		—	—	—	制限なし			
14G	水門・門扉工事	110	鋼構造物工事		—	—	—	制限なし			
14H	レール溶接工事	010	土木一式工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		120	鉄筋工事								
14I	土木構造物補修・ライニング工事	010	土木一式工事		—	—	—	制限なし		・当該工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、2本とする。	
		170	塗装工事								
14J	熱絶縁工事	210	熱絶縁工事		—	—	—	制限なし			
14K	さく井工事	240	さく井工事		—	—	—	制限なし			
14L	建具工事	250	建具工事		—	—	—	制限なし			
15A	大工工事	030	大工工事		—	—	—	制限なし			
15B	左官工事	040	左官工事		—	—	—	制限なし			
15C	屋根工事	070	屋根工事		—	—	—	制限なし			
15D	タイル・れんが・ブロック工事	100	タイル・れんが・ブロック工事		—	—	—	制限なし			
15E	鋼構造物工事	110	鋼構造物工事		—	—	—	制限なし			
15F	鉄筋工事	120	鉄筋工事		—	—	—	制限なし			
15G	板金工事	150	板金工事		—	—	—	制限なし			
15H	ガラス工事	160	ガラス工事		—	—	—	制限なし			
15I	内装仕上工事	190	内装仕上工事		—	—	—	制限なし			

※ ・受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注件数を含めるものとする。
・受注可能本数欄の(※2本)または(※1本)については、土木工事・建築工事・舗装工事の3種目のうちから希望種目を2種目登録した場合の取扱いとし、その2種目で受注できる上限本数とします。
【例1】希望種目登録:土木工事・建築工事 ⇒ 受注可能本数:土木工事+建築工事=2本(本店業者)または1本(支店業者)
【例2】希望種目登録:土木工事 ⇒ 受注可能本数:3本(本店業者)または1本(支店業者)

※ 合併の場合は、両者の受注件数を含めるものとする。